

国出先機関の事務・権限の移譲により 行政効果の向上が見込まれる事例

平成 24 年 8 月 6 日

関西広域連合国出先機関対策 P T

【趣旨】

国出先機関の事務・権限の移譲により行政効果の向上が見込まれる事例を取りまとめたので、報告いたします。

【作成の経緯】

本年 4 月 21 日に開催された関西広域連合議会第 7 回総務常任委員会において、日村委員（兵庫県選出）より「国出先機関の移管でメリットがあるのは、府県事務との総合調整の部分ではないか」と御質問をいただき、嘉田国出先機関対策委員会委員長から「実務を知っている職員にどのようなメリットが想定できるのか検討させる」との答弁をしたところ。

これを受け、幹事府県担当課長など国出先機関の事務に関連の深い府県職員等で構成する『国出先機関対策に係る検討会』において事例を検討し、別紙を取りまとめたもの。

国出先機関の事務・権限の移譲により行政効果の向上が見込まれる事例【経済産業局】

① 3 機関の移管直後に実現可能

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題
(2) 二重行政の解消 (3) 総合調整の深化		<p>【産業クラスター支援】 関西広域連合では、各構成団体に形成に取り組んでいるクラスターの相互連携を促進している。一方、経済産業局も所管区域のクラスターに対して有用なナレッジやネットワークの蓄積のもと総合的な支援を行っている。移譲により二重行政が解消するとともに、構成団体との調整が円滑化することなどにより、行政効果が向上すると見込まれる。</p> <p>【地域産品のプロモーション】 各構成団体はそれぞれの地域産品のプロモーションを行っているが、さらなる販路開拓・拡大を図るため、関西広域連合では構成団体の選りすぐりの地域産品をプロモーションしている。一方、経済産業局も関西の魅力発信のためのプロモーションやプロモーションツールの作成を行っている。移譲により二重行政が解消するとともに、構成団体との調整が円滑化することなどにより、行政効果が向上すると見込まれる。</p>	
(3) 総合調整の深化	特定商取引法	<p>【訪問販売・通信販売・電話勧誘販売等の監督】 府県は域内で行われた販売業務の調査及び処分等を行い、経済産業局は複数府県に被害が生じる場合等に同様の権限を行使する。複数府県で活動している事業者が多いため、移管により広域から情報を収集できる。 これまでに蓄積されてきた経済産業局及び構成府県のノウハウを共有化し、活用することにより、専門性が向上するとともに、処分の公平性が確保できる。</p>	構成府県から広域連合への事務の持ち寄りの是非。 広域連合の域外への処分効果の拡大。 機動性が低下しないよう各地域（府県）に窓口等を残す必要。

国出先機関の事務・権限の移譲により行政効果の向上が見込まれる事例【地方整備局】

① 3 機関の移管直後に実現可能

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題
(1) ガバナンスの強化 (2) 二重行政の解消 (3) 総合調整の深化	道路法 河川法	<p>【道路・河川の維持管理】 日常的な維持管理を一体となって行うことで効率的・効果的な執行が可能となる。また、住民の目が届くようになり、利便性も向上する。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民意を反映した議会等のチェック機能が働くようになる。 ○ 地域の要望・問い合わせ・許可申請等を住民に身近な県の機関等を通じて一体的に受け付けることで、迅速な対応が可能となる。 ○ 直轄国道と府県市管理道路を面的に管理することで、除雪作業の効率化・迂回路設定の迅速化を図ることができる。 ○ 道路情報板を一体的に運用し、広域のかつ網羅的な情報を発信することで、台風等異常気象時等における道路利用者の円滑な移動を支援することができる。 ○ 道路管理パトロールを一体的に運用することで、パトロール車を適正に配置し、効率的かつ網羅的なパトロールを同一レベルで実施することができる。 ○ 国管理河川とその堤防天端を占有している府県市管理道路の除草工事を一括して行うことで、除草時期のずれがなくなり、効率的に実施できる。 	河川国道事務所と府県・政令市の土木事務所の再編統合（その組織形態や人員、府県と広域連合との関係によって行政効果向上の有無や具体的な内容が異なってくる）。 大規模災害等の緊急時における国の支援の仕組づくり。
(2) 二重行政の解消	道路法	<p>【災害対応】 大規模災害時の啓開・復旧において、被害状況・通行止め状況の把握等、情報の一元化を図ることができる。また命令系統の一元化により速やかな対応が可能となる。</p>	河川国道事務所と府県・政令市の土木事務所の再編統合（その組織形態や人員、府県と広域連合との関係によって行政効果向上の有無や具体的な内容が異なってくる）。 情報共有のシステム構築。

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題
(2) 二重行政の解消 (3) 総合調整の深化	河川法	<p>【河川管理】 河川の管理を一体的に行うことで、情報等の共有化が迅速となり、また相互調整が容易となり、工事・流量管理などをより円滑に行えるようになる。</p> <p>(具体例)</p> <p>○ダム・水門など河川施設は下流の洪水調節を目的に操作規則が定められている場合がある。ダムと下流河川を一体的に管理することで、緊急時の連絡調整の迅速化や効果的な操作など、防災上機能的な管理が可能になる。</p> <p>○上流・中流・下流や本川・支川により国及び複数府県で管理が分かれている河川では、河川の改修事業を計画する場合など、流量等の協議調整に相当な労力と時間を要している。移譲により、円滑に協議調整を行うことができる。工事施工や地元への説明等も連携して一体的に実施することができ。</p> <p>○府県管理区間に係る現況台帳は、府県から提供する資料を基に地方整備局が調整・保管する。移譲により情報の共有化が容易となる。</p> <p>○国直轄区間と府県管理区間の両方に関連する許認可案件については、窓口を一本化することで行政サービスの向上を図ることができる。</p> <p>○国直轄区間と府県管理区間の水防活動について、移譲により同一水系で一体的な活動ができるとともに、市町等への河川情報の提供が一元化され、連絡体制がより円滑となる。</p>	府県及び広域連合における情報の共有化と事業調整・実施体制の整備。
(3) 総合調整の深化	河川法 環境基本法	<p>【水質改善】 本川・支川等で管理が分かれている河川については、移譲により河川管理者等との連携が容易となり、流域単位、さらには陸域と海域を含めた水質改善の取組をより効率的に行うことができる。現在は河川部局・港湾部局が中心となって取組が行われているが、農林水産部局・環境部局も含めた部局横断的な取組の一層の推進も期待できる。</p>	府県及び広域連合における情報の共有化と連絡調整体制の整備。

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題
(3) 総合調整の深化	砂防法	<p>【砂防事業】 直轄砂防事務所と府県が混在して事業展開する地域では、国と府県との事業調整が不要となる。 【砂防法の許認可】 移譲により、国直轄砂防事業区域の砂防法許認可に係る国と府県との協議が円滑になる。</p>	<p>府県及び広域連合における情報の共有化と連絡調整体制の整備。 砂防事務所と府県の土木事務所の再編統合（その組織形態によって行政効果向上の有無や具体的な内容が異なる）。</p>
(3) 総合調整の深化	道路法	<p>【渋滞対策】 道路の渋滞対策は、直轄国道と府県市管理道路とで個々で行っても効果的ではない。移譲により、総合的に検討を行い、連携した事業実施が可能となる。</p>	

②農政局や森林管理局など他の出先機関の移管と合わせて実現可能

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題	関係出先機関
(3) 総合調整の深化	河川法 海岸法 農地法 土地改良法 砂防法 森林法	<p>【総合的な河川行政】</p> <p>国出先機関は省庁ごと・分野ごと（河川、環境、農地、森林など）の縦割り行政により連携が取れていない。地方整備局以外の国出先機関の事務も移譲を受け、地方で実施している各分野の行政とあわせて、防災など河川管理だけでは解決できない課題に対応する。</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊水池の確保を兼ねて、水田ほ場整備、加えて農業用水路と水田の段差を解消し在来魚種の産卵場所を確保する。また減農薬・無農薬栽培を奨励することで、地域振興を行うとともに、生態系の保全にも寄与する。 ○河川の河口部における海岸浸食が進行しているが、一方で上流山地における土砂流出が著しい河川もある。移譲により、河川の上流から河口まで水系一貫した総合的な土砂管理対策に取り組みことができる。 	府県及び広域連合における情報の共有化と事業調整・実施体制の整備。 国出先機関と府県の土木事務所の再編統合（その組織形態によって行政効果向上の有無や具体的な内容が異なってくる）。	地方環境事務所 農政局 森林管理局 など

③一部の本省機能などの移譲が前提

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題
(1) ガバナンスの強化 (2) 二重行政の解消 (3) 総合調整の深化	道路法	<p>【道路整備】 直轄国道の管理が移譲されることで、直轄国道、府県市管理道路の区別なく、地域特性を踏まえた一体的な道路整備計画の立案や改良等の実施が可能となる。事務の効率化により行政コストの削減が可能となり、相互調整も容易となる。 (具体例) ○国と地方の道路管理者ごとに計画交通量を作成し道路整備を計画しているが、移譲により管理者の区別なく広域的な道路網で計画交通量を作成することで、より透明性のある道路整備を行うことが可能となる。 ○府県市管理道路で事業を行う際の直轄国道接続協議や占用協議において、理由が不明のまま地方整備局との協議に時間を要する場面がある。窓口が広域連合となることで、協議の透明性が向上する。</p>	国道事務所と府県・政令市の土木事務所の再編統合（その組織形態によって行政効果向上の有無や具体的な内容が異なってくる）。 大規模災害等の緊急時における国の支援の仕組づくり。
(2) 二重行政の解消 (3) 総合調整の深化	河川法	<p>【河川管理】 河川管理施設の操作規則の策定、事業の箇所づけなど、河川管理に係る権限を地方が一体的に行使用することで、工事・流量管理などをより円滑に行えるようになる。 (具体例) ○府県管理区間にある河川管理施設（ダム等）の操作規則を定め、または変更しようとする場合は、国との協議調整に時間を要する。移譲により、最適な操作方法を総合的に決定することができる。 ○国直轄区間の事業が遅れた場合、府県管理区間の事業にも影響が出る。移譲により地方が水系内のバランスを考慮し、計画的な事業執行ができる。</p>	府県及び広域連合における情報の共有化と連絡調整体制の整備。
(4) その他		<p>【地域経済への貢献】 公共事業の入札契約制度において、地元企業の入札参加機会の創出や、地元産品の優先利用など、地域経済に貢献する公共投資が行える。</p>	会計手続が自治事務として移譲されることが必要。
(4) その他	砂防法 地すべり防止法 急傾斜地法	<p>【砂防事業】 直轄砂防事務所の事務を地方に移譲することで、地方が事業の優先順位を決定し、砂防事業を主体的に実施できる。</p>	府県及び広域連合における情報の共有化と事業調整体制の整備。

国出先機関の事務・権限の移譲により行政効果の向上が見込まれる事例【地方環境事務所】

① 3 機関の移管直後に実現可能

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題
(2) 二重行政の解消 (3) 総合調整の深化	自動車リサイクル法	<p>【リサイクル関連事業者の監督】 国出先機関・府県が同一の業者に対して監督を行っているため、移譲により効率的・効果的な執行につながり、総合的な環境保全に寄与する。 (具体例) ○地方環境事務所は経済産業局と合同でエアバックやシュレッダダストの再資源化施設等の検査・指導を行っている。移譲により円滑な協議調整や、一体的な指導監督が図られる。 ○府県の許可を取得している自動車解体業者の一部に対し、地方環境事務所はエアバックの車上作動処理にかかる検査・指導を実施している。移譲により円滑な協議調整を図る。 ○府県の許可を取得している自動車破砕業者の一部に対し、地方環境事務所は自動車破砕残渣の減容・減容固化の検査・指導を実施している。移譲により円滑な協議調整を図る。</p>	
(3) 総合調整の深化	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法 ダイオキシン類特別措置法	<p>【公害規制】 地方環境事務所は緊急時に報告徴収・立入検査を行う権限を有している。移譲により、地方自治体との調整が容易となるだけでなく、日ごろから規制事務を行っている近隣自治体が協力・連携することにより、緊急時においてより迅速かつ的確な対応が可能となる。</p>	
(1) ガバナンスの強化 (3) 総合調整の深化	自然公園法	<p>【公園事業 (維持管理)】 地方環境事務所と府県とがそれぞれ施設の維持管理を実施しているが、これらを集約し、適切な利用指導とも併せ、国立公園の特性やニーズにあった維持管理を一体的に実施することが可能となる。 【利用指導等】 保全と利活用をセットで地元委ねる方が、真に国立公園の保全に繋がる。より適切な利用指導も可能となる。</p>	

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題
(4) その他	自然公園法	<p>【人材育成】 地方自治体の職員として国立公園の管理に携わることで、市民と協働して自然環境や生物多様性の保全活動等を実践していくうえで必要なマネジメント能力等を身につけることができ、必要な政策をスピーディーに立案・実施できることによりモチベーションの向上に繋がる。</p>	<p>専門職員の育成。 ※国、研究機関及び他の地方自治体との人事交流など新たな人材育成プログラムや柔軟な人事制度により、幅広い視野や知識・経験を習得させることが可能。</p>
(1) ガバナンスの強化 (2) 二重行政の解消	廃棄物処理法	<p>【無害化処理認定施設の監督】 石綿含有廃棄物・微量 PCB 汚染廃電気機器等に係る無害化処理認定施設に係る報告徴収・立入検査等は、住民に身近な府県が実施することにより、充実した施設監視が行いやすい。また、都道府県等から廃棄物処理施設の許可を受けている事業者が多く、地域の状況に応じて立入検査頻度の設定ができる。</p>	<p>専門的な判断をするため、認定を行った国との調整、専門家の助言等が必要。</p>
(1) ガバナンスの強化 (2) 二重行政の解消 (3) 総合調整の深化	地球温暖化対策推進法	<p>【地球温暖化に関する普及啓発、環境教育・環境学習の推進】 普及啓発等を地方自治体と地方環境事務所とで実施している。移譲により、地域特性を反映したきめ細かい施策を議会のチェックを受けた上で展開できる。地域に密着した普及啓発を行うことで、住民・事業者の行動をより活発化できる。 また、国と地方の二重行政を解消し、経費節減を図ることができる。</p>	<p>地域特性を反映するには、一定の裁量の余地のある財源が措置されることが必要。</p>
(2) 二重行政の解消	環境教育促進法	<p>【環境教育】 地方環境事務所と各都道府県が独自に実施している環境教育に関する普及啓発について、各府県の地域特性に合わせたものは各府県が、広域で実施した方が効果的なものは広域連合が総合的に実施することで、役割分担の明確化と事務の効率化を図ることができる。</p>	
(4) その他	環境影響評価法	<p>【環境アセスメント】 地方環境事務所は、環境大臣が環境アセスメントに係る意見を示すための情報収集・現地確認・事業者との調整等を行っている。一方、対象事業の規模等は異なるが府県も同様の事務を実施しており、移譲により事務の効率化を図ることができる。</p>	<p>地方環境事務所長には法令等で明示的に権限が委任されており、本省との役割分担が不明確。</p>

②農政局や森林管理局など他の出先機関の移管と合わせて実現可能

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題	関係出先機関
(2) 二重行政の解消 (3) 総合調整の深化	家電リサイクル法 容器包装リサイクル法 食品リサイクル法 自動車リサイクル法	【リサイクル関連事業者の監督】 地方環境事務所は、他の所管省庁とともにリサイクル関連事業者に係る報告徴収・立入検査を実施している。一方、廃棄物処理法に基づく適正処理指導等の権限は都道府県が有しており、移管により一体的に報告徴収や立入検査を行うことで、合理的・効果的な指導等が可能となる。 また、他の国出先機関からも事務の移管を受けることにより、さらに効率的な事務が可能となる。		経済産業局 地方農政局

③一部の本省機能などの移譲が前提

検討の視点	関係する法律	行政効果向上の具体的な内容	課題
(1) ガバナンスの強化 (2) 二重行政の解消 (3) 総合調整の深化	自然公園法	<p>【公園計画】 国立公園の保全という単眼的な視点のみでなく、文化・観光・教育等の地域の実情に応じた総合的なビジョンに基づく公園計画の策定が可能となる。</p> <p>【行為許可】 大臣権限・知事権限に分かれている許認可権限を一本化することにより、統括的な公園管理が可能となる。また、情報伝達が迅速化され、地域の実情を踏まえた速やかな意思決定が可能となる。</p> <p>【公園事業（新設・改良）】 環境省内の予算配分や意思決定過程等の都合が優先されている現状が解消され、国立公園を含む地域全体を見渡し、教育・地域振興も担う地元自治体等の事情や地域特性への配慮が可能となる。意思決定も迅速となる。</p> <p>環境省が人員不足を理由に府県に事業施行を委任する状態を解消し、府県が責任を持って行うことで、工事施工や地元への説明等も府県が統一的、一体的に実施することができる。</p>	地方での「チェック＆バランス」の確保（大気・水・自然・鳥獣等の各環境構成要素の国際的知見を有する有識者等からなる検証組織を設置するなど、制度設計により対応可能）。
(1) ガバナンスの強化	地球温暖化対策推進法	<p>【地球温暖化防止に関する助成手続】 議会による監視等のもとで地域（住民）の意見を反映して事業を展開することで、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できる。</p>	